

インドネシア：最低賃金決定の新たな枠組みの制定

アジアニュースレター

2026年3月2日号

執筆者:

[吉本 祐介](#)

y.yoshimoto@nishimura.com

[Setyaning Kartika Rini](#)

srini@wplaws.com

[我妻 由香莉](#)

y.wagatsuma@nishimura.com

[Ignatius Vito Aquilire](#)

ivito@wplaws.com

インドネシア政府は、2025年12月17日、憲法裁判所決定第168/PUU-XXI/2023号に基づく命令を実施するため、2025年政令第49号（以下「本政令」といいます。）を制定しました。本政令は、賃金に関する2021年政令第36号を改正した2023年政令第51号をさらに改正するものです。本政令は、インドネシアにおける最低賃金決定の新たな枠組みを確立するものであり、以下に示す通り、最低賃金の前年比上昇幅が拡大することが予想されます。

1. 州・県（市）別・業種別最低賃金の導入

本政令では、中規模または大規模に事業を行い、他業種とは異なる業種固有の特性や労働リスクを有する企業を管轄区域内に有する州知事に対し、州・県（市）別・業種別最低賃金を設定する権限が付与されました。当該最低賃金の設定にあたっては、政令上の最低賃金水準よりも高額でなければならないとされています。各企業においては、本政令に基づく賃金調整に備える必要があります。本ニュースレター発行時点で、各州知事による最低賃金が未発表である場合、各州知事は、2026年度の州・県（市）別・業種別最低賃金を近く公表することになります。

2. 最低賃金算定式で使用される調整係数（アルファ値）の大幅な引上げ

最低賃金の上昇率は、インフレ率、経済成長率及び調整係数（アルファ値）に基づき算定されますが、本政令により、経済成長率に乘じられるアルファ値が従来の0.10~0.30から0.50~0.90に引き上げられました。この変更により、従来の実務よりも高い前年比最低賃金上昇が見込まれます。

3. 破産手続きにおける未払い賃金及びその他の権利の保護

本政令では、破産手続きにおいて従業員が有する未払い賃金その他の権利の請求権が、優先債権者を含む全ての債権者に対して優先的に扱われる旨が明示されました（ただし、物的担保権を有する債権者（担保権者）については例外があります。）。当該規定により、従業員の権利強化がなされています。

本ニュースレターは、インドネシアの独立の事務所であり、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業と提携関係にある Walalangi & Partners と共同で作成しています。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com